職 業 訓 練 の 実 施 等 に ょ る 特 定 水職 者 の 就 職 の 支 援 に関 す る法 律 案 閣 法第二三号)(衆 議 院 送

付)要旨

け つ L١ ることを 本 法 て 早 律 期 案 容易 は、 の 就 非 に 職 する を 正 規 労 支 援 た め 働 す á の 者 た ゃ 給 付 め、 長 金 期 失業 の 必 支 要 給 者 な 等を が 職 増 業 行 加 訓 お 練 する中で、 うとす を 受 講 る す も る 雇 の 機 用 で 保 険 会 あ を り、そ 確 の 保 失業等給付を受給できな するとともに、 の 主 な 内 容 は 次 当 の 該 ح 職 お 業 L١ IJ 求 訓 で 職 練 あ 者 を る。 受 に

業 経 厚 験 生 そ 労 働 の 他 大 臣 の 事 は 情 に 雇 応 用 じ 保 た 職 険 の 業 失 業 訓 等給 練 を 受 付 け を受給することができな る機会を十分に 確 保す る L١ た 特 定求 め、 認 職 定 職 者 に 業 つ 訓 L١ て、 練 そ そ の 他 の 知 の 識、 職 業 職 訓

練 の 実 施 に 関 L 重 要 な 事 項 を 定 め た 計画 を 策定す

画 に 厚 生 照 5 労 U 働 適 大 切 臣 であること等の は 職 業 訓 練 を 要件に 行う者の 適 合するも 申 請 に基づき、 のであること 当該者の行う職業訓 の認 定を行うことができる。 練 に つ 61 て、 職 業 訓 練実 施 計

 \equiv 厚 生 労 働 大臣 ば、 認定に . 関 する事 務 を独立行政 法 . 人高 龄 障 害 求 職 者 雇 用 支援機 構 に行 わ t る。

兀 玉 ば 認 定職業訓 練が円 滑 かつ効果的に行われることを奨励するため、 認 定 職業訓 練を行う者に対して、

予算 の 範 囲 内 に お 11 て、 必 要 な 助 成 及 び 援 助 を行うことができる。

五 国 は 認 定 職 業 訓 練 又 は 公共 職 業 訓 練 等 を 特 定 求 職 者 が 受 け ることを容易 に するため、 当該 特 定求 職 者

に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。

連 し て 実 施 さ れ る た め の 就 職 支 援 計 画 を 作 成 す る も の لح する。

者 に 対 す る 職 業 訓 練 受 講 給 付 金 の 支 給 を 行うことが で き

七

政

府

は

雇

用

保

険

法

に

お

け

る

就

職

支

援

法

事

業と

て、

認

定

職

業

訓

練

を行う者に

対す

る

助

成

及

び

特

定

求

職

六

公

共

職

業

安

定

所

長

は

特

定

求

職

者

の

就

職

を

容易

に

する

た

め、

職

業

指

. 導、

職

業

紹

介等

の

措

置

が

効

果的

に

関

八 玉 庫 は 就 職 支 援 法 事 業 のうち、 職 業 訓 練 受講 給 付 金 に 要 す る 費 用 の二分の (当分の 間、 そ の百分 の

五十五に相当する額)を負担する。

九 こ の 法 律 ば、 部 を 除 き、 平 成二十三年十月一 日 か ら施行 す ء چ

な お、 衆 議 院 に お 61 て、 施 行 日 前 の 準 備 業 務 を 独 立 行 政 法 人 雇 用 能 力 開発 機 構が行うとともに、 特定求

職 者 の 就 職 に 関 する支援 施 策 の 在 IJ 方 につ L١ て の 検 討 を行うに当たっ て は 費 用 負 行担の 在り方につい て 速 せ

か に . 検討 ŕ その結果に基づい て 所 要 の 措 置 を 講 ず á も のとする旨の 修正が行われた。